

## 5 最近の法律等の改正 について

44

次に、最近の法律等の改正についてお知らせします。

5 最近の法律等の改正について（**専用水道関係**）

水道法第22条の2、施行規則17条の2

水道施設を良好な状態に保つため、  
その「維持」及び「修繕」を行わなければならない

【法第22条】

✓ **水密性を有するコンクリート構造物の管理**

（専用水道だと…原水槽、沈殿池、ろ過池、配水池 など）

○点検

頻度：5年に1回以上点検

記録内容：点検年月日、点検実施者氏名、点検の結果

保存期間：次に点検を行うまで

○修繕

記録内容：修繕の内容

保存期間：当該コンクリート構造物を利用している期間

45

令和元年に行われた水道法改正についてご説明します。

水道施設の状況を的確に把握し、漏水事故等の発生防止を図ることを目的として、水道施設の維持及び修繕を行うことが規定されました。

具体的に「維持」とは水道の機能を維持するために、水道施設の運転、巡視、保守、点検、診断、清掃等の作業を行うこと、「修繕」とは水道施設の損傷、腐食その他劣化を把握したときに、原状程度に復旧するために工事等を行うことです。

水道施設の維持・修繕に関して、特に水密性を有するコンクリート構造物については、点検・修繕について頻度、記録の内容が定められました。

専用水道の場合、「水密性を有する構造物」には、原水槽、沈殿池、ろ過池、配水池などが該当します。

点検は5年に1回以上行う必要があり、記録については、点検年月日、点検実施者氏名、点検の結果を次の点検時まで保管しなければなりません。

また、コンクリート構造物について異常を把握したときは、修繕を行い、その内容について記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間、保存しなければなりません。

なお、点検を含む維持・修繕の実施に関しては厚生労働省よりガイドラインがでておりますので、ご確認ください。

5 最近の法律等の改正について（簡易専用水道関係）

## 水道法施行規則55条、56条

- ・簡易専用水道：水槽の清掃・法定検査の頻度

（改正前）「1年以内ごとに1回、定期的に」



（改正後）「毎年1回以上定期的に」

- ・具体的な運用（厚生労働省）

「水道法施行規則の一部改正について（簡易専用水道関係）令和元年9月30日付」



「具体的な運用としては、例えば、1年の中で水槽の掃除（検査）を行う“月”を特定し、毎年、当該月に掃除（検査）を行う方法が考えられる」

46

続いて、水道法せこう規則55条、および56条の簡易専用水道に関する『水槽の清掃・検査の頻度』に関する改正です。

これまでは「1年以内ごとに1回、定期的に」と規定されていましたが、令和元年度の改正では、「毎年1回以上定期的に」と改正されました。

改正前は、前年度実施日と同じ日か、それよりも前に実施しないといけなくなり、施設運営上、清掃や検査の実施日に制約がある場合に、遵守できなくなってしまいました。改正後は、厚生労働省の通知によると、「1年の中で水槽の掃除および検査を行う“月”を特定し、毎年、その月に掃除及び検査を行う方法が考えられる」とありますので、おおむね1年ごとに行うことが求められています。

詳しくは、厚生労働省から令和元年9月30日付で公布されている「水道法施行規則の一部改正について（簡易専用水道関係）」に記載されていますので、ご確認ください。

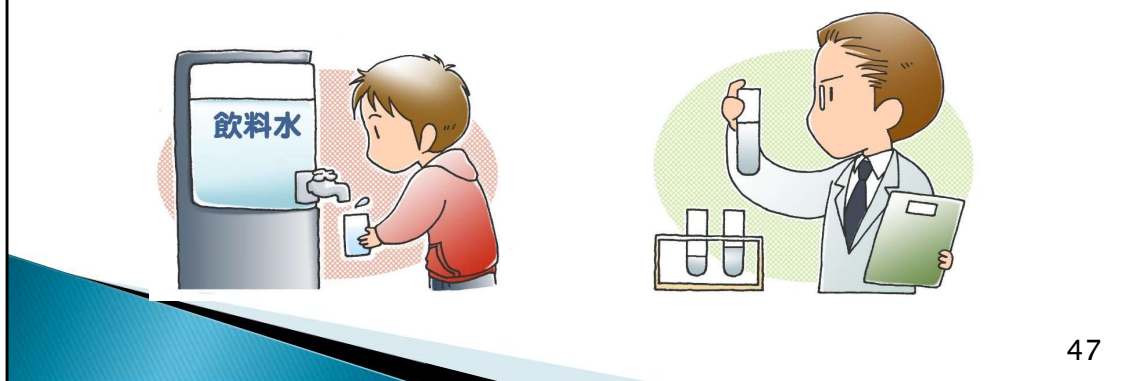
5 最近の法律等の改正について

## 水質基準に関する省令

- 水質検査の基準が一部変更



六価クロム化合物「0.02mg/L以下」に基準強化



47

令和2年4月に水質基準に関する省令の改正がありました。

水質検査の基準が一部変更され、ろっかクロム化合物の基準値が、0.05mg/L、から、0.02、mg/L以下に基準が強化されましたので、ご注意ください。

5 最近の法律等の改正について

札幌市簡易専用水道指導要綱

札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱

- 改善報告書への押印が**不要に**
- 立入検査結果書の公印が**廃止に**

様式 5

簡易専用水道立入検査結果書

第 年 月 日 号

様

札幌市保健所長

水道法第39条第3項及び札幌市簡易専用水道指導要綱第12条の規定による立入検査の結果について、下記のとおり通知します。

48

要綱・要領の改正についてです。

立入検査などで、衛生管理に関して、保健所からの指摘事項があったときに、ご提出いただく改善報告書への押印が不要になり、基本的にみなさまからご提出いただく届出書類は、すべて押印が不要となっています。

最新の様式は札幌市ホームページに掲載されていますので、ダウンロードしてご利用ください。

また、保健所からお渡しする立入検査結果書についても、公印が廃止となっております。

法律および要綱や要領の主な改正については以上となります。

## 6 さいごに

49

次で、最後になります。

## さいごに

- 飲料水の衛生を確保するため、給水設備維持管理基準へのご理解・ご協力をお願いいたします。
- 届出内容に変更が生じた場合には、各種様式にて届出くださいますよう、お願いします。

維持管理・届出について不明な点は、札幌市保健所生活環境課ビル衛生係（TEL011-622-5165）までお問い合わせください。



50

最後に担当部署からのお願いです。

札幌市では、皆様が使用している飲料水の衛生確保のため、維持管理基準を定めています。

私たちが普段口にしていない飲料水も、適切な維持管理が行われなければ衛生状態を保つことができません。

みなさまには、維持管理基準に基づいた衛生管理へのご理解・ご協力をお願いします。

また、届出内容に変更が生じた場合は、各種届出をご提出くださいますようお願いいたします。

維持管理や届出についてご不明な点は、札幌市保健所生活環境課ビル衛生係までお問い合わせください。

## アンケートのお願い

---

### アンケートにご協力ください

- ホームページ上のアンケートフォームより回答をお願いします。
- 5分程で回答できる内容です。
- 本講習会への感想などもアンケートより回答できます。



今後の講習会品質向上のため、アンケートにご協力をお願いします。